質問和五十一 第 一 九 号 一年十一月四日提出

石油パイプライン事業法の事業用施設 の設置に か かる事業の計画性に関する質問主

意書

右 の質問主意書を提出する。

昭 和五十一年十一 月四日

衆

議

院

議

長

前

尾

繁

三

郎

殿

提 出 者 木 原

実

石 油 パイプライン事業法の事 業用施設の設置にかかる事 業 の計画 性に関する質問 主

意書

石油 パ イプライン事業法 (以下事業法という)適用のパイプラインである新東京国際空港

以下空港公団という) の航空燃料輸送パイプライン(千葉港頭か , ら成 田 空港 ま での もの で、 以 下

本格ラインという) 0 布 設 計 画 実 施 経 過において、 関係 行政 機 関及 (び関係) 地 域 住 民 \mathcal{O} 意 思 尊 重

 \mathcal{O}

問 題を 含 む 計 画 性 に 疑 問 が あ る ので、 以下質問 する次 第 で ある。

空港 公 寸 は 昭 和 五 + 车 + 月 + 兀 日 付 書 面 に お 1 て、 千 葉 市 内 ル] 1 . (7) うち、 水 道 道 路 ル]

} を 使 用 し な , , ことを述べ、 その 後、 昭 和 五十一年一月から三月にかけて、 同 ル] トの 既 設パ

イプラインを撤去した。

(-) 本格ラインのルートとして、今後、右水道道路が使用されないことに相違はな 1 か。

- (二) ライン 空港 を 公団 埋設し は て 昭 1 和 た 匹 が、 + 七 右 年 水道道: 六 月 に 路 は、 を 将 右 来 水 t 道 使 道 用 路 を L ないこととし 最 適 で あ ると主 た 理 張 由 L を明 て、 5 部 カン に に . さ パ イプ れた
- (三) に される予定のハ 1 移 空港公団は、 設する構 想を持つていた」 イウ 昭和五十年十一月に、「水道道路ルートは、 エ 1 (東関 とい 東自 う趣旨 動 車 道 0 路 主 検見川線のことで、 張をしてい る。 当初から暫定であり、 こ の 以下東関道 主張 0 当 一初とは 検見 ĴΠ (線という) 7 将来 0 か。 建 設
- (四) 運 輸 大 臣 建 設 大 臣、 大蔵 大臣 は、 水 道 道 路 ル] \vdash が 暫 定 で あ り、 東 関 道 検 見 Ш 線 に 将 来
- れ た 諸 移 佐 設 藤 要望 す 文 る子 生 を入り 元 定で 運 れ、 輸 あ 政 そ 務 つたことを、 れをトー 次 官 は タル 朝 日 右 して \mathcal{O} ジ 当 ヤ 総予算十一億円ぐらいでやろうと約束した。 初 カゝ ナ 5 ル 承 昭 知 和 L 五. 7 十年 V た Ė か 月 + 八 日 :号で 地 域 住 ところが、 民 か 5 出さ

そ

の約

東は政府

レベ

ルにおいてキャン

セルされ、

千葉市内のル

ートは宙に浮いてしまつた。」と

述 たとされ 7 7

- 右 約 束 は 誰 لح 誰 と \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 約 束
- (三) (二) (一) 右約 束 \mathcal{O} 存 在 を 知 0 た 時 期 を、 運 輸 大 臣 財 政 当局それぞれ に明ら か にされ

た

7

か。

大 蔵 省 は、 右 約 束 な る ŧ \mathcal{O} 0 履 行 に反対 L た 事 実が あ る \mathcal{O} か。 あ るとすれば、 そ \mathcal{O} 理 由 を

明 5 か 12 され たい。

(四) 地 域 住 民 か 5 出 さ れ た 要望 \mathcal{O} 1] タ ル が + 億 円 に な る 旨 \mathcal{O} 発 言 が あ る が、 昭 和 五. + 年 七

月二 + 日 に、 万 九 二 名 に ょ り 提 起 さ れ た、 パ イプ ラ 1 ン 埋 設 工 事 差 止 請 求 事 件 千 葉 地

裁 1 昭 と 和 述 五 ベ + 7 年 ****\ (ワ) る。 第 兀 事 五. 実、 号 昭 事 和 件 兀 + \mathcal{O} 六 原 年 告 以 陳 来、 述 に 安 全 お 性 1 て、 \mathcal{O} 4 を 原 間 告 題 は と お 7 金 反 な 対 を L 銭 7 き ŧ た 11 5 万 な

人をこえ る 地 域 住 民 は、 安 全 以 外 \mathcal{O} 7) か な る メ IJ ツ 1 t 要 求 L 7 1 な 7 で あ る とす れ ば

地 域 住 民 が \vdash タ ル で 十 億 円 に な る 要望をし たとい う 話 は どこか ら 来 た ŧ \mathcal{O} か、 明 5 かに

されたい。

三 千 葉 市 長 は、 昭 和 兀 + t 年十二月 + 八 日、 千 葉市 議 会定 例 会に お 7 て、 L か ŧ 7 ろ **,** \ ろメ

IJ ツ 1 \mathcal{O} 問 題、 大蔵 省 が 難 色を示 して むず か L V) とい う話、 道 路 公 寸 との 間 \mathcal{O} とりきめ で きか

ま 申 し上げたような線 で進 んでも らわ なけ れば 困 りますということで空港公団 に 対 する 不 信 \mathcal{O}

ね

るということで、これはたいへ

 λ

ということで私

は

地

元に

合わ

せる顔

がな

そ

れ

な

5

ば

7

念というも 0 を ŧ つたわけでございます。」 と発言 Ļ さらに「パイプライ ン 問 題 カン ら教えられ

たことは、 公 団 に だまされたということでございます。」とも述べている。

(-)右市 長 発 言 \mathcal{O} 原 因 とな つた空港 公 寸 0 措 置 を明 6 か にさ れ た

(___) 事業 法 立 法 0) 精 神 に カン λ が み、 空港 公 寸 は 関 係 地 方 公 共 寸 体 \mathcal{O} 意 思を 尊 重 す × き立 場 に

あ る が、 右 発 言 \mathcal{O} 経 緯 は、 その立場を全うした結果であると言えるのかどうか 政 府 \mathcal{O} 見 解 を

承わりたい。

兀 空港 公 寸 が 航 空 燃 料 暫 定 輸 送 構 想 \mathcal{O} 推 進 に 踏 み きっ た 理 由 として、 内 閣 総 理 大 臣 は

衆

議

院 議 員 久 保三 郎 君 \mathcal{O} 質 間 に 対 する答 弁 書 昭 和 兀 + 八年十 月 + 九 日付 内 閣 衆 質 七 第 二六 号) に

お 1 て、「公団 は、 日 本 国 有 鉄 道、 京成 電 鉄等 と設 計 協 議を 行 つたところ、 工 事 内 容 \mathcal{O} 変 更 を

なる見込みとなつた」ことを述べてい る。

必

要とす

るに至

り、

建

設

工

事

をそのまま

継

続

L

たとしても、

その完成は早くても本

年

九

月

末に

· 請

空港 公団 は 日 本 玉 有 鉄道、 京成 電 鉄等と協 議 をすることなく、 道 路占用 許 可 'を 申

本 格 ライ ン 埋 設 工 事 に 着 手 Ĺ た \mathcal{O} か。

(二) で あ るとす れ ば、 監督 者 とし て \mathcal{O} 運 輸 大 臣 \mathcal{O} 所 見 を 承 わ り た

ラ

ン

五. 完 成 空 0 港 目 公 途 寸 专 立 \mathcal{O} 本 格 つて お 1 らず、 は 千 昭 葉 和 市 几 内で + 七 は、 年 六 最 月 適 に · 完 とし 成 て 予 選 定 λ だ水 0 道道 た が、 <u>路</u> を放 兀 年 棄 以 上 L て 経 過 既 設 た 現 パ 1 在

で

あ

L

プ を撤 去してい る。 また、 当 初、 住民 に対 して安全性を誇 示 L な が 。 ら、 設置 した ŧ 0 は 事 業法

技術 基準に抵触して、千葉市 内全域で掘返 しが 不可 避とされている。 さらに、 関係 行 政 機 関等

との 協 議 **€**, 右質問 に · 指 摘 L たとお り 粗末 な ŧ ので あ る。 か か る 空港 公 寸 \mathcal{O} 本 格 ラ イン 計 画 実

規定を満たすものと言えるの

か、

政 府

 \mathcal{O}

見解を承

わりた

右質問する。

施経

過

は、

事業法第七条第六号の

八